

財務省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
24	B	地方に対する規制緩和	02 農業・農地	農業農村整備事業に係る事故繰越しの事務手続きの簡素化	令和2年度も大型の第3次補正予算が成立したが、予算の成立時期が遅いため、当県としては当該年度及び翌年度で執行(翌債)できることを見込んだ上で予算編成を行ってはいらないもの、入札不調などにより工期が確保できず、事故繰越しせざるを得ないケースがある。 特に当県の場合、農業農村整備事業に関して、土質や湧き水など当初想定しえない現場条件が着手後明らかになり工事期間に不測の日数を要するケースや、予算編成後に広域的に被害をもたらす突発的な災害(豪雨など)が発生し、建設業者が災害復旧事業を受注した結果、建設業者の確保が困難となり、工期が遅延するケースなどが生じている。 こうしたケースでは、当県に帰責事由があるとはいえないにもかかわらず、特に補正予算の成立時期が遅い場合には、執行が間に合わず、事故繰越しが発生してしまう。令和元年度分の事故繰越額としては、予算額の約4分の1を占めており、令和2年度分については、予算額の約半分が事故繰越しせざるを得ない可能性があると思込んでいる。 事故繰越しの承認を受けるにあたっては、財務局から13種類の書類の提出が求められており、特に「事故が避け難いことを疎明する資料」や「工程表」等の作成に労力を要し、事務量が膨大となることから、添付書類の省略など簡略化を望む。 なお、翌債承認に加え、災害復旧・復興事業の事故繰越しについては簡略化されているところであり、年度末の補正予算による補助事業のように事故繰越しの可能性が高いものについても、災害復旧・復興事業と同様の事故繰越し手続きの簡略化を求めるものである。	時間のかかる書類作成や整理を減らすことができれば、行政の負担軽減も見込まれるとともに、事業の円滑な進行により、農業農村地域の基盤整備に資する。	財政法第42条、第43条 繰越ガイドブック	財務省、農林水産省	福島県、茨城県、群馬県、新潟県		四日市市、滋賀県、大阪府、大分県、宮崎県、延岡市	<p>○令和2年度の国の3次補正予算は2月県議会で補正を計上したが、成立時期からほとんどを未契約による繰越をせざるを得ない状況である。契約後に生じる自然災害等による不可抗力等により、令和3年度末までの繰越工期の延期(事故繰越)を余儀なくされるケースが想定される。地域のニーズにこたえるための農業農村整備事業の円滑な執行のためには、事故繰越は必要であるが、事務手続きが膨大であり、当県においても同様の支障が生じている。近年の状況は下記のとおりであるが、令和2年度予算については、予算を許さない状況である。</p> <p>事故繰越発生状況 令和元年度予算：1件 平成30年度予算：1件</p> <p>○国では経済対策に伴う補正予算は令和3年度当初予算と併せて15か月予算として打ち出しているが、現場着手後、想定外の出来事により工事期間に不測の日数を要するケースが多く繰越をせざるを得ない場合もある。しかしながら、事故繰越の手続きは書類の数も多く事務量が膨大となっていることから、添付書類の簡略化を望む。</p> <p>○当県の農業農村整備事業も、令和3年度の実質予算の約5割を補正予算が占める状況である。近年、幸いにも事故繰越が発生した事例はないものの、提案県と同様、不調不落が増加傾向にあり、また想定し得ない案件が発生する可能性も否めないことから事故繰越が発生する可能性が否定できない。</p> <p>○当県では、災害や公共工事の集中を起因とした入札不調等の避けがたい事由による事故繰越が例年発生しており、今年度は大型補正と災害復旧工事の本格稼働により、例年以上の事故繰越の発生が想定される。災害復旧以外の事故繰越の承認申請にあたっては、原則事故繰越する地区ごとに、繰越調書、理由書、工程表、経緯書その他財務局が指定する書類を作成する必要があるが、これらの書類の作成に労力を要し、事務量が膨大となるほか、膨大な資料を審査する財務局の審査事務も負担となると思われるため、提出書類の省略などの事故繰越手続きの簡略化を希望する。</p>	農業農村整備事業においては、當農に支障をきたさぬよう、かんがい期(一般的に4月～9月)をはずして事業を実施しなければならぬこと、また、近年の異常気象(豪雨、台風、地震など)により予算繰越しの件数が増加傾向にあることから、今回の要望を踏まえ、関係省と調整し、必要な対応を検討してまいりたい。	農業農村整備事業の特色をご理解いただき、事業執行を円滑に進めるためにも、関係省間での調整・検討を早急に行い、重複する内容の書類の省略を認めるなど、事故繰越手続きの簡素化について、令和2年度補正にかかる事故繰越手続きから導入していただきたい。	

財務省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		ご提案の事故繰越しにかかる事務手続きについては、現状において重複する内容の書類は求めているものと思料する。なお、本来個別具体的な説明を求めるところ、審査表や工程表などの申請書類作成では記載例を示すなどして事務負担の軽減を図ってきており、現在の提出資料及び記載事項は繰越承認行為における必要最低限な情報であると考えられる。	5【財務省】 (10)食料・農業・農村基本法(平11法106) 農業農村整備事業において、財政法(昭22法34)42条ただし書に基づき、避け難い事故のため繰越しを必要とするときの提出書類については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、必要最小限のものとするよう、改めて地方農政局等に令和3年度中に通知する。 (関係府省:農林水産省)	事務連絡及び会議における口頭周知	事務連絡:令和3年11月2日 会議における口頭周知:令和4年2月4日	事務連絡:農業農村整備事業において、財政法42条ただし書に基づき、避け難い事故のため繰越しを必要とするときの提出書類については、必要最小限のものとするよう、改めて地方農政局等に通知した。農業農村整備事業に係る事故繰越しの事務手続きについて(令和3年11月2日付け農村振興局総務課事務連絡) 会議における口頭周知:令和3年度財務局等繰越決算事務担当国会議	

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	
															補足資料
87	A	権限移譲	07.産業振興	中小企業等経営強化法における事業分野別指針の策定権限及び経営力向上計画に係る認定権限の移譲	事業者が作成する経営力向上計画に係る事業分野別指針については、国が全国一律に策定しており、地域の特性を考慮するものとなっておらず、地方の人材の受け皿となる中小企業の経営力強化が効果的に図られていない。 また、複数の府県に跨がるものの経営革新計画の承認に密接に関連しており、地方が主体となって事業分野別指針を策定し、経営力向上計画の認定を行う必要があるが、東京圏に次ぐ大都市圏である関西圏では、京阪神を中心に府県域を越えて広がる生活・経済圏が形成されている。 関西の府県・指定都市で構成する当広域連合は、関西各地域の構成団体の特性を活かして関西共通の事業分野別指針を策定することが可能であり、事業分野別指針の策定権限移譲の受け皿として適切である。あわせて、経営力向上計画の認定を一体的に行うことにより、地域での一体的・総合的な事務執行が可能と考える。 なお、平成29年に事業分野別指針策定は国(主務大臣)が行うものとしつつ経営力向上計画の認定権限の都道府県知事への移譲を求める提案がなされているが、今回の提案は事業分野別指針策定権限と経営力向上計画認定権限の一体的な移譲を求めるものであること、移譲を求める先が都道府県ではなく、複数の府県・指定都市が加入し、区域に関西圏を包含する当広域連合であることから、平成29年の提案とは趣旨が異なるものである。	広域連合に移譲する事により、全国一律の指針ではなく、地域自らが特徴を踏まえた中小企業の経営力強化に資する指針の効果的な策定等が可能となり、人材の受け皿となる地方の中小企業の体力強化が図られる。 また、複数の府県に跨がるものの経営革新計画の承認権限の広域連合への移譲と合わせることで、地域での一体的、総合的な事務執行が可能となり、事業者等の利便性の向上が図られる。	中小企業等経営強化法第16条、第17条、18条、経営力向上に関する命令第1条、第2条	警察庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	関西広域連合			<p>・中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画は、全国の中小企業等の経営力向上の支援を目的として、平成28年7月より制度を開始した。仮に事業分野別指針の策定や経営力向上計画の審査・認定に係る権限を貴連合に移譲する場合、制度の対象が貴連合に所属する2府6県4市の中小企業等に限定されることから、本制度を全国で統一に運用し、全国の中小企業等の経営の向上を図ることが困難となるおそれがある。</p> <p>また、事業分野別指針の策定や、当該指針を踏まえて作成される経営力向上計画の審査・認定を国で実施すべき理由については、以下のとおりである。</p> <p>・事業分野別指針については、①事業環境の変化(景気回復により高付加価値な商品の需要が高まり、これまでの低コスト化から高付加価値化に商品構成や商品の内容を変化させる必要が生じた等)やその他の事情(政府としての政策的優先順位の変更等)により当該業種において取り組むべき経営力向上の内容に変化があった場合から変更するものとしていること、②関係府庁が緊密に連携しながら、優良事例の適宜の見直し等を含めたPDCAサイクルを実効性ある形で確立し、最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供し続けるよう努めることが、法案審議の際の国会附帯決議(第190回国会附帯決議第46号 附帯決議)でも求められたことから、全国レベルで事業環境や政策状況の変化を把握でき、事業分野ごとの汎用的な知見を有する各事業所管大臣が策定することが適当である。</p> <p>・経営力向上計画については、上述のとおり最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供し続けるよう努めることが国会附帯決議で求められており、中小企業の生産性向上に関する最新の取組事例等を、国側で一次情報として常時把握する必要があることから、国が計画を直接審査・認定することが適当である。</p>	<p>本提案の主旨は、中小企業等経営強化法の現行の運用スキームを前提としつつ、中小企業等が、地域の特性にも配慮された事業分野別指針を参照しながら経営力向上計画を策定できるようにすることにより、地域の中小企業等の経営力向上につなげようとするもの。</p> <p>また、制度開始5年経過後も未だに事業分野別指針が策定されていない事業分野も存在することから、関西経済の強みを伸ばしたり、弱みを補ったりできる事業分野を中心に事業分野別指針を新たに策定し、当該事業者団体、経営革新等支援機関等と協力して当該事業を営む中小企業等に経営力向上計画の策定を促すことにより、本制度を活用する中小企業等の増加を図ることができると考える。なお、事業分野別指針が策定されていない分野も、基本方針に適合すれば、経営力向上計画の認定は可能であるが、中小企業等の経営力向上させ更なる成長を促すという目的を達成するためには、事業分野に特化した指針に照らして適切な経営力向上計画を作成し、実行することが、より効果的であると認識している。</p> <p>権限移譲後は、国会附帯決議に鑑み、最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供しつづけるよう、国において現に行われている関係府省間及び各府省・地方支分部局間の連携と同様に、関西の中小企業等の生産性向上に関する最新の取組事例等の一次情報、関西地域の事業環境の変化等を速やかに把握して国と情報共有するとともに、国から他地域の一次情報、全国的な政策状況の変化等の情報提供を受けるなど、国との積極的な連携に努めていく。</p> <p>経営力向上計画については、上述のとおり最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供し続けるよう努めることが必要となる体制を確保しつつ、当広域連合が事業分野別指針の策定と一体的に運用することにより、関西地域におけるPDCAサイクルの実効性を確立できる。あわせて、上記の国との情報共有により、関西地域のためのみならず、全国の中小企業等の経営力向上への寄与に資することも可能。</p> <p>以上を踏まえれば、中小企業等経営強化法に基づく事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定等に関する事務・権限を当広域連合に移譲することにより、中小企業者等の更なる経営力向上に向け、地域での一体的・総合的な対応が図られ、「中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資する」(同法第1条)ことができるものと考えており、是非とも前向きにご検討いただきたいと思います。</p>		
175	B	地方に対する規制緩和	11.その他	地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)における物品による寄附について、寄附価額の算定方法、及び寄附物品の取り扱い方法等手続きを明確化すること。	地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)において、事業者より金銭ではなく、物品による寄附の申し出があったが、寄附価額(物品の価額)を算定する基準等が示されていないため、寄附の額を証する書面の作成に関する対応に苦慮した。そのため、物品の価額の算定については、県を始め、内閣府及び財務省に確認をしつつ事業者と調整を必要があり、物品による寄附の受け入れに支障が生じている。 なお、寄附物品の受領後の取扱いについては、そもそも不明瞭であり、かつ、寄附の方法(一般寄附と企業版ふるさと納税)によって取扱いが異なるかも不明瞭であるため、活用方法に苦慮している。(例えば、企業から地方創生応援税制での物品の寄附の申し出があった場合に、金銭を前提としている現在の地方創生応援税制の条件を満たせば、一般寄附ではなく、地方創生応援税制での寄附として受領してよいか、また、地方創生応援税制での寄附として、例えば、育児用飲食物を受領した場合において、市町村の裁量により実績報告で報告した事業(子育て施策)以外での活用(災害時での配布等)へと修正ができるのか。また、活用時期について、受領した年度内ですべてを活用しなければならないのか、または翌年度での活用もできるのかなどの取扱い方法が不明瞭であり、苦慮している。)	自治体が物品の価額を算定するに当たっての判断基準等が示されることにより、自治体側が確認すべき事項を理解した上で、寄附価額の算定作業を進めることができ、寄附受付業務の円滑化が期待できる。また、事業者側が自治体に提出すべき書類等を予め準備することが期待できるため、寄附の募集及び受け入れに当たっての事業者との調整も円滑に進むことが期待できる。 さらに、自治体が活用を検討している事業において、事業者からの物品による寄附を積極的に募集することにより、地方創生のさらなる推進を行うことができる。	地域再生法(平成17年法律第24号)第13条の2、地域再生法施行規則(平成17年内閣府令第53号)第14条、別記様式第3、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A(第9版)<事業実施・実施状況報告編>(2020年12月28日)、国税通則法(昭和37年法律第66号)第16条、法人税法(昭和40年法律第34号)第74条	内閣官房、内閣府、財務省	三宅町、浜松市		<p>仙台市、横浜市、山梨県、長野県、名古屋市長、半田市、西尾市、京都府、兵庫県、奈良県、香川県、高知県、熊本県、大分県、宮崎県、延岡市</p> <p>○昨年度から新型コロナウイルス感染症の影響により、医療用資材等の物品の寄附が多数あった。今後も物品による寄附が予想され、寄附価額の算定方法や寄附物品の取り扱い方法等手続きが明確化されることで、地方創生応援税制の活用を積極的に検討することができる。企業に対し、物品の寄附を積極的に募集することで、企業版ふるさと納税を活用した寄附の増加が期待できる。</p> <p>○同様のことがあった場合には、額の算定に相当苦慮するものと思われる。</p> <p>○当県においても、事業者より物品による寄附の申し出があったが、寄附価額の評価方法等手続きが明確化されていないため、都度内閣府及び財務省への確認を要し、寄附の受入に支障が生じている。</p> <p>○当県においても物品による寄附の申し出が複数件検討されており、同様に寄附額の価額算定に苦慮している。については価額算定方法等に一定の指針を示していただきたい。</p> <p>○地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)について、当市においても同様、フードロスやSDGs、子ども・子育て支援の観点から、乳児及び妊産婦用物品の寄附の申し出があり、物品価額の算定や受領後の取り扱いに苦慮したところである。(本件は結論として企業版ふるさと納税の活用はなかった。)全国的に見れば、災害用コンテナハウスや楽器(個人版ふるさと納税)による寄附が行われるなど、今後も現金以外の物品による寄附件数は増加することが予想され、自治体や内閣府においても一定の判断基準が必要となる。そのため、寄付を認める物品の種類(固定資産や一般消耗品)や、物品価額の算定方法、受領後の取り扱い方法など、一般的なガイドラインを作成し、財務省とも事前に協議・調整いただくことで、自治体や寄附企業の事務効率化を図ることはもとより、事業者からの物品寄附の積極的な募集など、地方創生のさらなる推進を行うことができる。</p>	<p>【内閣官房・内閣府】物品による寄附については、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A<事業実施・実施状況報告編>」に記載しているように、一般に、「当該物品の価額を特定することが難しく、現金による寄附と比較して、その寄附額を確定することが困難であると考えられるため、地方創生応援税制に係る寄附については、できる限り現金で受領」することを求めている。</p> <p>すべての現金以外の資産について価額の算定方法及び寄附受領後の手続きを示すことは困難だが、令和3年度中に、地方公共団体のニーズ等を調査した上で、国税及び地方税の取扱いも踏まえながら、明確化の必要性が高い現金以外の資産の範囲や寄附受領後の手続きの在り方等に関する論点整理を行う。その後、詳細な検討を行い、令和4年度中のできるだけ早い時期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>【財務省】法人税法上の寄附金の額については、贈与の時における価額とされ、当該価額は、一般的には第三者間で取引されたとした場合に通常付される価額としている。</p> <p>このため、個々の具体的な事実関係に応じて判断することになり、一律にその価額の算定方法をお示しすることは困難であるが、内閣府から手続の明確化について協議があれば応じてまいります。</p>			

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○関西地域が首都圏に次ぐ規模の経済圏であり、関西経済の発展が地域経済に留まらず日本全体の国益に資するという観点から、いわば国家戦略特区のようなイメージで、関西地域に係る事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定に関する事務・権限を関西広域連合に移譲することを検討いただきたい。 ○制度の全国統一的な運用及びPDCAサイクルの確立については、事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定に係る事務・権限を移譲した上で、国と事務・権限の移譲先とが密接に連携を図ることにより、担保することが可能ではないか。 ○現状、国において事業分野別指針が策定されていない分野について、関西広域連合又は都道府県が当該分野に対応する指針を追加的に策定できるようにすることも検討いただきたい。	事業分野別指針は、計画認定を行うに当たっての基準となるものであることから、認定を受けた全国の事業者間での不公平が起きないようにする観点から、国が当該事業を取り巻く事業環境を踏まえた全国大での事業分野別指針を策定することが適当である。また、国会の附帯決議(第190回国会閣法第46号 附帯決議)においては、「関係省庁が緊密に連携しながら、優良事例の適宜の見直し等を含めたPDCAサイクルを実効性ある形で確立し、最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供し続けるよう努めること」とされているところ。 御指摘のとおり、現時点において、事業分野別指針が策定されていない事業分野も存在することから、策定の要望が強い事業分野については、当該事業を取り巻く事業環境も踏まえ、新たに事業分野別指針を策定することを検討する。 また、現在の計画認定業務の状況は、平成28年7月以降、令和3年3月末時点で120,131件を認定していることに加えて、貴連合の所管地域(8府県)においては、現時点で、毎月440件以上のペースでの新規認定業務があるほか、計画変更に係る審査業務も発生しているところ。 したがって、仮に計画認定に関する権限を移譲する場合には、標準処理期間である30日以内に処理することが必要であることに加えて、計画の審査には、業種ごとの専門的な知見が求められることから、これに対応するための十分な体制を構築していただく必要がある。 御要望を実現するためには上記の対応を踏まえた上で、法律改正まで必要となる。引き続き、これらのことを踏まえながら、検討していきたい。	5【財務省】 (9)中小企業等経営強化法(平11法18) 事業分野別指針(16条1項)に関し、当該指針が定められていない事業分野については、複数の都道府県が加入する広域連合及び都道府県の意見を踏まえつつ、新たに事業分野別指針を定めることについて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:警察庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)			事業分野別指針に関する各都道府県の意見を確認するため、各都道府県へのアンケート調査を行った(調査の依頼を8月1日に発出、8月26日提出期限で実施)結果、新たに事業分野別指針を希望する都道府県はなかった。そのため、策定の要望が強い事業分野は現状はないと判断せざるを得ず、新たな事業分野別指針の策定は行わない。	
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		全ての現金以外の資産について寄附受領後の手続きを示すことは困難だが、令和3年度中に、地方公共団体の意向等を踏まえた上で、寄附受領後の手続きのあり方に関する考え方の整理を行う。その後、詳細な検討を行い、令和4年度中のできるだけ早い時期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、法人税法上の寄附金の額については、個々の事実関係に応じて判断することから、一律にその価額の算定方法を示すことは困難であるが、地方公共団体の意向等を踏まえ、令和4年度中のできるだけ早い時期に、価額の算定の考え方を示すことを検討し、必要な措置を講ずる。	5【財務省】 (7)法人税法(昭40法34)及び地域再生法(平17法24) 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)については、寄附物品の価額の算定の考え方及び寄附物品受領後の取扱いに関し、地方公共団体に令和4年中に文書で周知する。 (関係府省:内閣官房及び内閣府)	寄附物品の価額の算定の考え方及び寄附物品受領後の取扱いに関する文書での周知	令和4年11月14日	地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)における物品による寄附の手続きについて明確化する事務連絡を发出するとともに、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A」の改訂を行った。 (令和4年11月14日付け内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局・内閣府地方創生推進事務局事務連絡)	